

裁 決 書

審査請求人

上記代理人

宗像市東郷1丁目1番1号

処 分 庁 宗像市福祉事務所長

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から令和3年7月15日付けで提起のあった上記処分庁（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護開始決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

主 文

本件処分を取り消します。

事案の概要

本件審査請求は、法に基づく保護（以下「保護」という。）の開始日を令和3年4月1日とした令和3年4月22日付け本件処分を不服とし、令和3年3月25日の保護開始決定を求めるものです。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件審査請求の趣旨は、本件処分の保護の開始決定日を令和3年4月1日とした本件処分を取り消し、保護の開始日を同年3月25日にすることを求めるというもので、審査請求人は、その理由として次のとおり主張しています。

- (1) 令和3年3月25日に保護の申請（以下「本件申請」という。）を行う。手持金6,000円の計算をされてなく行政は、処理されている（同月19日給料収入）。再度の検討。
- (2) 決定処分3宗生第1547号保護の開始決定日同年4月1日付けに行ったため、審査請求人は国民保険料の支払請求がある支払いは困難である。

- (3) [redacted]の入院治療費が一部発生している。
- (4) 保護申請日、同年3月25日の保護開始日決定を求める。行政は審査請求人に対し侵害を与えている。
- (5) 弁明書の「要否判定」の記載は事実と異なる。理由は、給与からの経費を計算されていないと思うからである。令和3年3月25日に審査請求人の母（以下「母」という。）と審査請求人の妹（以下「妹」という。）が処分庁に来庁した。母は、保護の申請をした。処分庁の聴取は不十分で、母は給与から経費があったことを伝えた。処分庁は審査請求人の通帳も確認した。
- (6) 同年4月22日、処分庁は審査請求人世帯に対し同月1日から保護を開始することを決定し、審査請求人に通知した。
理由は、同年4月22日に[redacted]を退院した。帰宅後、妹に訪問看護師が訪問したために、母は処分庁に同月23日の朝に退院の連絡をした。同日に、同月1日から保護開始の通知をされる。夕方に保護廃止の連絡がある。審査請求人は保護開始通知も受け取っていないかった。
- (7) 処分庁に対して、審査請求人は令和3年3月25日保護開始を求める。審査請求人は処分庁に対して、[redacted]の医療費支払いは困難であることを認めてもらいたい。審査請求人の入院の経費など「要否判定」すべきである。
- (8) 審査請求人は3月支給分（令和3年3月19日）186,965円の給与から毎月の経費を支払い、入院に必要な経費等を支払っている。[redacted]に令和3年3月19日から同月25日の治療費を支払っている。処分庁は経費の計算をされていないのはなぜか。処分庁に証拠書類内訳計算書2通を提出している。



2 処分庁の主張

処分庁の主張は、本件審査請求の棄却を求めるもので、その理由を要約すると次のとおりです。

(1) 本件処分に至るまでの経緯

- ア 令和3年3月25日、審査請求人は処分庁に対して保護を申請した。
- イ 同年4月6日、処分庁の担当ケースワーカーと査察指導員は審査請求人が入院していた[redacted]を訪問し、審査請求人と面接し現状等を聴取した。
- ウ 同月22日、処分庁は審査請求人世帯に対し同月1日から保護を開始することを決定し、審査請求人に通知した。
- エ 同月23日、審査請求人が入院していた[redacted]からの聞き取りによって審査請求人が前日（同月22日）に退院していたことを把握した。
- オ 同月27日、審査請求人が退院し行橋市の実家で生活していることを確認し、同月23日付けで処分庁での保護を廃止した。同日、審査請求人に通知した。

(2) 本件処分内容及び理由

ア 本件処分の内容

処分庁は、令和3年4月22日付け保護決定通知書（以下「本件通知書」という。）によって同月1日を保護開始日として審査請求人に保護の開始決定を通知している。

イ 本件処分の理由

保護の開始時期は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第10の3で、原則保護申請日以降において要保護状態にあると判定する日とされている。

また、保護の決定（要否）については「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第10で、認定した最低生活費と次官通知第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定することとされている。

以上に基つき処分庁は、下記のとおり保護要否判定を行った。

(7) 令和3年3月25日時点の要否判定

a 収入

(a) 就労収入：186,965円 ※1

b 最低生活費

(a) 入院（日用品費）：5,218円（月額23,110円×7/31日）

(b) 国民健康保険料：4,266円（月額18,894円×7/31日）

(c) 医療費：44,020円（272,510円×0.3×7/13日）※2

(d) 食費：9,660円（460円×3回×7日） ※3

(e) 合計：63,164円

(4) 令和3年4月1日時点の要否判定

a 収入

(a) 就労収入：186,965円 ※1

b 最低生活費

(a) 入院（日用品費）：23,110円

(b) 国民健康保険料：18,894円

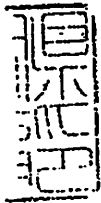
(c) 医療費：180,000円（600,000円×0.3） ※2

(d) 食費：41,400円（460円×3回×31日） ※3

(e) 合計：263,404円

※1 局長通知第10の2の(1)によれば、3箇月間の平均収入209,436円（1月：202,292円、2月：239,053円（3月分前払2,500円含む）、3月：186,965円）とすべきところではあるが、審査請求人から3月25日に退職し4月19日頃に振込予定の約120,000円が最後の給料であること聞き取ったことを考慮し、3月19日振込の給料186,965円を要否判定における収入充当額と定めた。

※2 医療費については、「高額療養費支給制度と生活保護法との関係について」（昭和59年9月29日社保第108号）第3の4の(1)によれば、レセプト1件につき57,600円（通達時点では51,000円）とするとされている。（高額療養費が適用される場合で、自己負担額が35,400円以上の場合は35,400円）



しかし、審査請求人は保険者である~~〇〇〇〇~~に対して国民健康保険税を滞納していることで高額療養費支給制度の適用が困難であることを4月21日~~〇〇〇〇~~住民課に確認したため、境界層措置も取らず、病院で聞き取った医療費の3割である44,020円(3月)180,000円(4月概算)と定めた。

※3 食事療養標準負担額による。

以上のとおり、①令和3年3月25日時点では収入が最低生活費を上回ることから保護を要しないが、②令和3年4月1日時点では収入が最低生活費を下回ることから保護を要すると判定した。

なお、※2の通達のとおり医療費を57,600円と定めると4月1日時点でも保護を要しないとの判定になるが、審査請求人が窮迫の状況であると判断し医療費総額の3割と定めたことを申し添える。

したがって、本件処分は困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度生活を保障するという法の目的に沿ったものであり、違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

- (3) 令和3年3月19日に振込された2月分給与186,965円の給与からの経費については、手持金の計算のとおり正當に算入されている。
- (4) 審査請求人に送った本件通知書の「この決定通知書が申請書受理後14日を経過した理由」欄(以下「理由欄」という。)は空欄だったと思われる。
- (5) 保護申請時手持現金6,000円及び審査請求人の口座残額6,819円は給与残額推計額(186,965円×(1-13/30)=105,946円)を超えないため、手持金として計上したのは二重計上になると思われる。

理 由

1 認定した事実

審理関係人の主張及び審理関係人から提出された証拠書類等から次の事実が認められます。

- (1) 令和3年3月17日から同月23日までの審査請求人の口座の出入金記録は次のとおりであること。

日付	摘要	お支払金額	お預かり金額	お預かり残高
03.03.17	CDツチヨ	900		74
03.03.19	〇〇〇〇		186,965	187,039
03.03.19	CDテスリヨ	170,220		16,819
03.03.23	CDツチヨ	10,000		6,819

- (2) 同月19日、審査請求人は~~〇〇〇〇~~に入院したこと。
- (3) 同月25日、審査請求人は、保護の申請を行ったこと。なお、保護の申請時点での審査請求人の手持現金は6,000円であること。
- 同日、審査請求人は~~〇〇〇〇~~を退職していること。
- (4) 同日付け収入状況申告書には、働いて得た収入として次のとおり記載されている

こと。

- ア 12月支給分 262,447円
- イ 1月支給分 202,292円
- ウ 2月支給分 214,053円
- エ 3月支給分(見込み) 186,965円

- (5) 同年4月22日付けで、処分庁は同月1日を保護の開始決定日とする本件処分を行ったこと。

なお、同日付け本件通知書の記載事項は次のとおりであること。

- ア 本人支給額：0円
- イ 平常月の本人支払額：53,978円
- ウ 保護の開始決定日：令和3年4月1日
- エ 理由欄：(空欄)

なお、処分庁による審査請求人の保護要否判定の結果について、同年3月25日時点のものは別紙第1、同年4月1日時点でのものは別紙第2のとおりであること。

また、本件処分による保護費の算定額は別紙第3のとおりであること。

- (6) 同年4月22日、審査請求人は~~〇〇〇〇〇〇〇〇~~を退院したこと。また、退院後の転居先は母宅であること。
- (7) 同月23日、宗像市福祉事務所の職員が~~〇〇〇〇〇〇〇〇~~に連絡したところ、審査請求人は同年5月退院の予定であったが、同年4月22日に退院していたこと。
- (8) 同月27日、処分庁は、審査請求人が~~〇〇〇〇〇〇〇〇~~を同月22日付けで退院し、行橋市の母宅に居住したため、同月23日付けで保護を廃止する旨を決定したこと。
- (9) 同年7月15日付けで、審査請求人は本件審査請求を提起したこと。
- (10) 審査請求人の保護の要否判定に伴い、処分庁が確認した金額は次のとおりであること。

- ア 国民健康保険料(月額) 18,894円
- イ 医療費(3月分) 272,510円
- ウ 医療費(4月分概算) 600,000円
- エ 食事療養費標準負担額 460円/回

2 本件処分に係る法令等の規定について

- (1) 日本国憲法第25条第1項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定め、これを受け、法第1条は「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めています。
- (2) 法第4条1項は、保護について、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨を定めており、生活に困窮する者に同項の規定にいう「利用し得る資産」たる金銭収入等が認められる場合、これを自身の最低限度の生活の維持のために活用することを求めています。

(3) 法第8条第1項は、保護の程度について、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われる旨を定めており、また、同条第2項は、保護の基準について、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない旨を定めています。

(4) 法第24条第3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないと定めています。

また、同条第5項は、第3項の通知は、申請のあった日から14日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができると定めています。

さらに、同条第6項は、保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第3項の通知をしなかったときは、同項の書面にその理由を明示しなければならないと定めています。

(5) 保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する法定受託事務であり、当該事務は、法令のほか、次官通知、局長通知及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）等に基づいて行われています。これらの国からの通知は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に規定する法定受託事務の処理基準と位置づけられています。

そのほかにも、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）が出されており、これも活用しながら、保護の事務が行われています。

(6) 次官通知第8の1の(4)では、収入の認定にあたっては、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行うこととされています。

(7) 次官通知第10において、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、収入充当額との対比によって決定する旨を定めています。

また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めることとされています。

(8) 局長通知第10の2の(1)は、保護の要否の判定は原則としてその判定を行う日の属する月までの3か月間の平均収入充当額に基づいて行うこととする旨を定めています。

(9) 局長通知第10の3は、保護の開始時期について、急迫保護の場合を除き、原則

として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とする旨を定めています。

(10) 課長通知第10の問10の2の1は、保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費（医療扶助及び介護扶助を除く。）の5割を超える額とすると定めています。

(11) 問答集問10の6は、保護の申請時における保護の要否判定は、必ず申請月までの3か月間の平均収入充当額に基づいて行わなければならないのかという問いに対し、次のような場合には、申請月まで3か月の平均収入充当額を要否判定の基準とすることは妥当でないとしています。

ア 申請月以後の収入がないか減少することが明らかであるような事情（稼働者の傷病、死亡等）に基づき保護の申請があった場合で、扶養義務者の扶養、資産等の活用によってこれを充たすことが不可能であると認められるとき。

イ～エ 略

3 判断

審査請求人は、処分庁に対し、令和3年3月25日の保護開始を求めていることから、同日時点における審査請求人の保護の要否及び令和3年4月1日における保護費の算定に誤りがないかについて、以下検討します。

(1) 令和3年3月25日時点における保護の要否について

次官通知第10によれば、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、収入充当額との対比によって決定することとされています。

収入充当額の算定については、局長通知第10の2の(1)では、保護の要否の判定は、原則としてその判定を行う日の属する月までの3か月間の平均収入充当額に基づいて行うこととされていますが、問答集問10の6では、申請月以後の収入がないことが明らかであるような事情に基づき保護の申請があった場合で、扶養義務者の扶養、資産等の活用によってこれを充たすことが不可能であると認められるときは、申請月まで3か月の平均収入充当額を要否判定の基準とすることは妥当でないとしています。

そして、次官通知第8の1の(4)では、収入の認定にあたっては、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行うとされていることに鑑みると、勤労収入等定期の収入がない者については、預金や現金等をもって収入充当額を認定することが妥当であるといえます。

本件についてこれをみると、審査請求人は、令和3年3月19日に入院し、同月25日に勤務先を退職していることから、勤労収入等定期の収入がない者であり、本件申請時点での手持現金（6,000円）及び預貯金残額（6,819円）の合計額である12,819円を収入充当額と認定することが妥当です。

最低生活費について処分庁は、同月25日から同月31日までの7日間に係る入院患者日用品費、国民健康保険料、医療費及び食費を算定し、その合計額である6

3,164円を認定しているところ、収入充当額12,819円は、最低生活費に満たないといえ、本件申請がなされた令和3年3月25日時点で審査請求人は保護を要する状況にあったものと認められます。

よって、処分庁が本件処分に係る保護の開始決定日を令和3年4月1日としたことには誤りがあるといえます。

(2) 令和3年4月分の保護費の算定について

処分庁は、令和3年4月分の保護費を算定するにあたり、令和3年3月19日に振り込まれた同年3月支給分給与186,965円、保護申請時点での手持現金6,000円及び預貯金6,819円の合計額から、同日から同月31日までの7日間に係る入院患者日用品費、国民健康保険料、医療費及び食費を日割計算したものを差し引いて手持金を計算したと認められます。

この点について、令和3年3月17日時点での審査請求人の預貯金残高は74円であり、同月19日に186,965円が支払われています。また、同日及び同月23日に預金が引き出され、同月23日時点での残額が6,819円となっていたことが認められます。このことからすれば、審査請求人の保護申請時点での預貯金残額である6,819円のうち74円を差し引いた6,745円については、同年3月支給分給与に含まれていたものであるといえます。

そして、本件申請時点での手持現金及び預貯金残額の合計額12,819円は、令和3年4月1日時点における給与残額推計額 $(186,965円 \times (1 - 13/30) = 105,946円)$ を超えるものではなく、これを手持金として計上することは二重計上となります。

以上からすると、本件においては、令和3年3月支給分給与186,965円の一部を二重に手持金として計上しており、不合理なものであると認められます。

したがって、令和3年4月分の保護費の算定方法には誤りがあり、本件処分は違法又は不当なものであるといえます。

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決します。

4 付言

(1) 問答集第8において「保護の要否は将来に向かって最低生活費を賄うに足る収入を得る見込みがあるか否かを判断するものであり、保護の程度の決定もまた保護の基本となる生活扶助費が月を単位として前渡されるものであることから通常1か月分についてどの程度の扶助を要するかを判断することになるわけである」とされている趣旨を踏まえ、処分庁は、本件申請に係る保護の要否を判定するにあたり、令和3年3月25日から同月31日までの7日間に限った入院患者日用品費、国民健康保険料、医療費及び食費の合計額を最低生活費として認定することの適否について再検討が必要であると考えます。

(2) 本件申請から本件処分までの期間は14日を超えていますが、本件通知書の理由欄は空欄となっています。

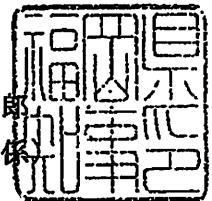
保護の開始について、法第24条第5項は、保護の開始申請のあった日から14

日以内に開始しなければならないが、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる旨を定めており、同条第6項は、保護の実施機関は、14日以内に保護の開始通知をしなかったときは、書面にその理由を明示しなければならない旨を定めています。

したがって、処分庁は、法第24条第6項に基づき、保護の申請から開始まで14日を超える場合は、その理由を書面に記載して被保護者に示すよう留意して事務を行うべきです。

令和6年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎
(保護・援護課 保護指導係)



第1 保護要否判定表（令和3年3月25日時点）

1 最低生活費

(1) 入院患者日用品費	$23,110円 \times 7 / 31日$	$=$	5,218円
(2) 国民健康保険料	$18,894円 \times 7 / 31日$	$=$	4,266円
(3) 医療費（3月分）	$272,510円 \times 0.3 \times 7 / 13日$	$=$	44,020円
(4) 食費	$460円 \times 3回 \times 7日$	$=$	9,660円
(5) 小計			63,164円

2 収入充当額

(1) 令和3年3月支給分給与	186,965円
-----------------	----------

3 保護の要否判定：否（1<2）

第2 保護要否判定表（令和3年4月1日時点）

1 最低生活費

(1) 入院患者日用品費		23,110円
(2) 国民健康保険料		18,894円
(3) 医療費（4月概算）	$600,000円 \times 0.3$	$=$ 180,000円
(4) 食費	$460円 \times 3回 \times 30日$	$=$ 41,400円
(5) 小計		263,404円

2 収入充当額

(1) 令和3年3月支給分給与	186,965円
-----------------	----------

3 保護の要否判定：要（1>2）

第3 保護算定判定表（令和3年4月1日時点）

1 最低生活費（入院患者日用品費）	$23,110円 \times 22 / 30日$	$=$ 16,947円
-------------------	---------------------------	-------------

2 手持金算定額

(1) 令和3年3月支給分給与		186,965円
(2) 令和3年3月19日～25日（社会保険7日間）の生活費		
ア 入院患者日用品費	$23,110円 \times 7 / 31日$	$=$ 5,218円
イ 国民健康保険料	$18,894円 \times 7 / 31日$	$=$ 4,266円

ウ 医療費（自己負担額）	$272,510円 \times 7 / 13日 \times 0.3$	=	44,020円
エ 食費	$460円 \times 3回 \times 7日$	=	9,660円
オ 小計（ア＋イ＋ウ＋エ）			63,164円
(3) 令和3年3月26日～31日（国民健康保険6日間）の生活費			
ア 入院患者日用品費	$23,110円 \times 6 / 31日$	=	4,472円
イ 国民健康保険料	$18,894円 \times 6 / 31日$	=	3,656円
ウ 医療費（自己負担額）	$272,510円 \times 6 / 13日 \times 0.3$	=	37,732円
エ 食費	$460円 \times 3回 \times 6日$	=	8,280円
オ 小計（ア＋イ＋ウ＋エ）			54,140円
(4) 令和3年3月19日時点の所持金			
ア 保護申請時点での手持現金			6,000円
イ 保護申請時点での預貯金			6,819円
ウ 小計（ア＋イ）			12,819円
(5) 手持金額（(1)－(2)－(3)＋(4)）			82,480円
3 手持金保有限度額	$23,110円 / 2$	=	11,555円
4 手持金認定額（収入充当額）（2－3）			70,925円
5 令和3年4月分医療費本人支払額（4－1）			53,978円